

令和 2 年度 発注者支援業務に関する民間事業者からの質問及び回答

Q1. 会計検査について

資料 P4 会計検査の問合せは、どのような場合に問われるのでしょうか。

A1: 会計検査院が必要と認めた場合に問合せがある場合があります。

Q2. 会計検査院から直接問合せが来たときの回答について

A2: 会計検査院に直接回答を行っていただく場合もあります。

Q3. 設計共同体の分担内容の変更について

資料 P14 に示されている業務区分に基づき、当初分担しますが、その後の発注内容に変更が生じるなどが発生した場合には変更可能でしょうか。

A3: 受注者の責によるものでない事象が発生した場合、変更可能と考えておりますが調査職員等にご相談下さい。

Q4. 担当技術者の評価について

資料 P7 で評価は上位 1 名が対象となりますが、その他の担当技術者の業務実績は評価に関係ないのでしょうか。

A4: 複数名申請される場合において、評価点の点数が一番高い担当技術者を評価することになるので、それ以外の担当技術者は評価の対象にはなりません。

Q5. 発注補助業務の積算システムへのデータ入力について

積算システムへのデータ入力は、事務所担当者のパソコンを使用して行うものでしょうか。

A5: 積算システムへのデータ入力を指定している業務については、当局より積算数量登録補助システムを貸与し、データの入力を行うことになります。

Q6. 発注者支援業務の落札者の決定について

技術者確保のため、契約（4月1日）の1ヶ月前には落札決定の通知がされるのでしょうか。他の発注者支援の説明会では2月末までには落札決定すると聞いています。

A6： 2月下旬もしくは3月上旬には通知する予定としております。

なお、正式な契約は4月1日以降となります。

Q7. 今後のお問合せ先について

A7： 港湾空港整備・補償課に連絡下さい。